

臨時福祉給付金について

目的

臨時福祉給付金は、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い方への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として給付されます。

■給付対象者

○平成26年度分の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

○ただし、次に該当する場合は、対象外となります。

- ・ご自身を扶養している方が課税される場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・中国残留邦人等に対する支援給付を受給されている方
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費を受給されている方
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)を受給されている方

26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んだ扶助基準の改定が行われたため。

■給付額

○給付対象者1人につき、**1万円**

所得の少ない家計ほど生活に必要な不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定。

○給付対象者の中で次に該当する方は、**5千円が加算**されます。

26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消により、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

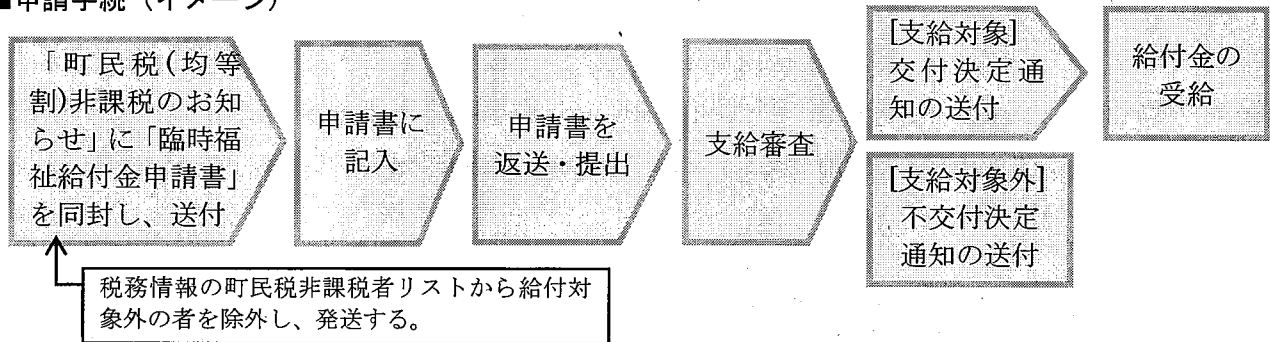
- ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当を受給されている方等
- ・児童扶養手当を受給されている方
- ・特別児童扶養手当を受給されている方
- ・特別障害者手当を受給されている方
- ・障害児福祉手当を受給されている方
- ・福祉手当（経過措置分）を受給されている方
- ・原爆被爆者諸手当を受給されている方
- ・毒ガス障害者対策手当を受給されている方
- ・ガス障害者対策手当を受給されている方
- ・予防接種法に基づく健康被害救済給付金を受給されている方
- ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金を受給されている方
- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度を受給されている方

下線のある手当を受給されている方については、申請の際に、受給を証明する物の写しを添付することで、加算の対象となることを確認する。

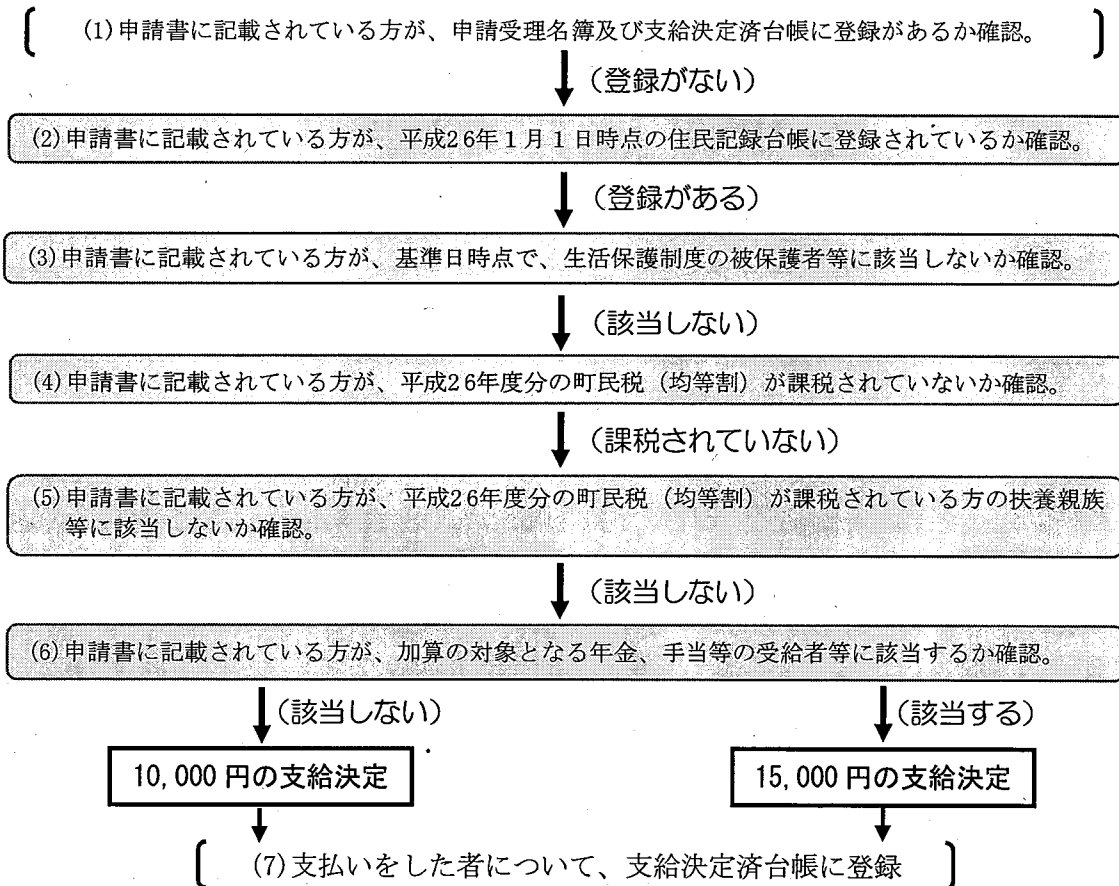
■申請先

○申請先は、基準日（平成26年1月1日）において、住民登録がされている市町村になります。

■申請手続（イメージ）



□支給審査の基本的な流れ（イメージ）



■その他

○児童福祉施設入所等児童等に対しては、対象児童等が入所している施設等の所在地の市区町村が給付金を支給する。このため住民票所在自治体が保護者からの代理申請による支給を停止するため、当該児童等の情報が「施設等設置自治体」から神奈川県を窓口として「住民票所在自治体」に提供される。

○虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に対しては、原則どおり住民票所在自治体が支給する。このため養護者からの代理申請による支給を停止するため、庁内の所管課が所有する当該障害者及び高齢者の情報を利用する。なお、神奈川県が窓口となった当該高齢者の情報については、県から収集する。